

議第13号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成17年3月2日提出

酒田市長 阿部 寿一

平成17年3月4日 可決

酒田市議会議長 阿部與士男

本書は原本と相違ないことを証明する

平成17年3月18日

酒田市議会議長 阿部與士男



(提案理由)

北庄内合併協議会関係4市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第14号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴う財産処分を、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり飽海郡八
幡町、同郡松山町及び同郡平田町と協議して定めることについて、同条第5項の規
定により議会の議決を求める。

平成17年3月2日提出

酒田市長 阿部 寿 一

平成17年3月 4日 **可 決**

酒田市議会議長 **阿部與士男**

本書は原本と相違ないことを証明する

平成17年3月18日

酒田市議会議長 **阿部與士男**



(提案理由)

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第
7条第4項の規定により、別紙のとおり協議して定めることについて、同条第5項
の規定により議会の議決を求めるものである。

別紙

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴う財産処分について、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、次のとおり定め
るものとする。

記

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の財産は、全て新たに設置す
る酒田市に帰属させる。

平成17年3月14日



酒田市長 阿部 寿一

八幡町長 後藤 孝司

松山町長 佐々木 藤正

平田町長 加藤 寛英

議第15号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い
新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒
田市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7
項の規定により、別紙のとおり飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町と協議し
て定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求める。

平成17年3月2日提出

酒田市長 阿部 寿一

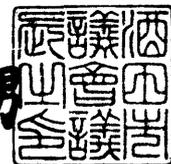
平成17年3月4日 **可決**

酒田市議会議長 阿部與士男

本書は原本と相違ないことを証明する

平成17年3月18日

酒田市議会議長 阿部與士男



(提案理由)

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会の
議員の定数を、地方自治法第91条第7項の規定により、別紙のとおり協議して
定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるものである。

別紙

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い
新たに設置される酒田市議会の議員の定数に関する協議書

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒
田市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91
条第7項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される酒田市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成17年3月14日



酒田市長 阿部 寿一

八幡町長 後藤 孝司

松山町長 佐々木 藤正

平田町長 加藤 寛英

議第16号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う
農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡
町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の選挙による委員の任期を、市町村の
合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定により、別
紙のとおり飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町と協議して定めることについ
て、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求め
る。

平成17年3月2日提出

酒田市長 阿部 寿一

平成17年3月4日 **可決**

酒田市議会議長 **阿部與士男**

本書は原本と相違ないことを証明する

平成17年3月18日

酒田市議会議長 **阿部與士男**



(提案理由)

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任
期を、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により、別紙のとおり
協議して定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規
定により議会の議決を求めるものである。

別紙

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う
農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡
町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併
の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定により、次のと
おり定めるものとする。

記

新たに設置される酒田市に1つの農業委員会を置き、酒田市、飽海郡八幡町、同
郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の選挙による委員で新たに設置される
酒田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併の特
例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30
日までの間、引き続き新たに設置される酒田市の農業委員会の選挙による委員とし
て在任する。



平成17年3月14日

酒田市長 阿部 寿一

八幡町長 後藤 孝司

松山町長 佐々木 藤正

平田町長 加藤 寛英

議第 2 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町
の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 11 月 1 日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係 4 市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第 7 条第 1 項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

平成 17 年 3 月 3 日提出

八幡町長 後 藤 孝 司

平成 17 年 3 月 3 日可決

八幡町議会議員 石 川 憲 雄

上記議決書の謄本である

平成 17 年 3 月 18 日

山形県飽海郡八幡町議会議員 石川憲雄



議第3号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町
の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴う財産処分を、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり酒田市、
飽海郡松山町及び同郡平田町と協議して定めることについて、同条第5項の規定に
より議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第
7条第4項の規定により、別紙のとおり協議して定めることについて、同条第5項
の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年3月3日提出

八幡町長 後 藤 孝 司

平成17年〇月〇日可決

八幡町議会議長 石 川 憲 雄

上記議決書の謄本である

平成17年3月18日

山形県飽海郡八幡町議会議長石川憲雄



議第4号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田
町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議
会の議員の定数に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒
田市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7
項の規定により、別紙のとおり酒田市、飽海郡松山町及び同郡平田町と協議して定
めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会
の議員の定数を、地方自治法第91条第7項の規定により、別紙のとおり協議して
定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年3月3日提出

八幡町長 後 藤 孝 司

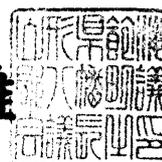
平成17年3月3日可決

八幡町議会議長 石 川 憲 雄

上記議決書の謄本である

平成17年3月18日

山形県飽海郡八幡町議会議長石川憲雄



議第5号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町
の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任
期に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡
町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の選挙による委員の任期を、別紙のと
おり酒田市、飽海郡松山町及び同郡平田町と協議して定めることについて、市町村
の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第4項において準用す
る同法第6条第8項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期を、別紙
のとおり協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第
4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求めるものであ
る。

平成17年3月3日提出

八幡町長 後 藤 孝 司

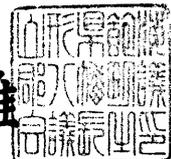
平成17年3月3日可決

八幡町議会議長 石川 憲 雄

上記議決書の謄本である

平成17年3月18日

山形県飽海郡八幡町議会議長石川憲雄



議第 16 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の
廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものである。

平成17年3月7日提出

松山町長 佐々木 藤 正

平成17年3月7日原案可決

松山町議会議長 新 館 俊 雄

上記議決書謄本である。

平成17年3月8日

松山町議会議長 新 館 俊 雄



議第 17 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり酒田市、飽海郡八幡町及び同郡平田町と協議して定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第7条第4項の規定により、別紙のとおり協議して定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年3月7日提出

松山町長 佐々木 藤 正

平成17年3月7日原案可決

松山町議会議長 新 館 俊 雄

上記議決書謄本である。

平成17年3月18日

松山町議会議長 新 館 俊 雄



議第 18 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い
新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり酒田市、飽海郡八幡町及び同郡平田町と協議して定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を、地方自治法第91条第7項の規定により、別紙のとおり協議して定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年3月7日提出

松山町長 佐々木 藤 正

平成17年3月7日原案可決

松山町議会議長 新 館 俊 雄

上記議決書謄本である。

平成17年3月8日

松山町議会議長 新 館 俊 雄



議第 19 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の選挙による委員の任期を、別紙のとおり酒田市、飽海郡八幡町及び同郡平田町と協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期を、別紙のとおり協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年3月7日提出

松山町長 佐々木 藤 正

平成17年3月7日原案可決

松山町議会議長 新 館 俊 雄

上記議決書謄本である。

平成17年3月18日

松山町議会議長 新 館 俊 雄



議第 4 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものである。

平成17年 3月 8日 提出

平田町長 加 藤 寛 英

平成17年 3月10日議決

平田町議会議長 小松原



上記は決議書の謄本である

平成17年 3月18日

平田町議会議長 小松原



議第 5 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴う財産処分を、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり酒田市、
飽海郡八幡町及び同郡松山町と協議して定めることについて、同条第5項の規定に
より議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第
7条第4項の規定により、別紙のとおり協議して定めることについて、同条第5項
の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年 3月 8日 提出

平田町長 加 藤 寛 英

平成 17年 3 月 10日議決

平田町議会議長 小松原



上記は決議書の謄本である

平成 17年 3 月 18日

平田町議会議長 小松原



議第 6 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い
新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒
田市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7
項の規定により、別紙のとおり酒田市、飽海郡八幡町及び同郡松山町と協議して定
めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会
の議員の定数を、地方自治法第91条第7項の規定により、別紙のとおり協議して
定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるものである。

平成17年 3月 8日 提出

平田町長 加 藤 寛 英

平成17年 3月10日議決

平田町議会議長 小松原



上記は決議書の謄本である

平成17年 3月18日

平田町議会議長 小松原



議第 7 号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う
農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡
町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の選挙による委員の任期を、別紙のと
おり酒田市、飽海郡八幡町及び同郡松山町と協議して定めることについて、市町村
の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第4項において準用す
る同法第6条第8項の規定により議会の議決を求める。

提 案 理 由

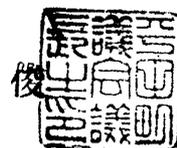
北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期を、別紙
のとおり協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第
4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求めるものであ
る。

平成17年 3月 8日 提出

平田町長 加 藤 寛 英

平成17年 3月 10日議決

平田町議会議員 小松原



上記は決議書の謄本である

平成17年 3月 18日

平田町議会議員 小松原

